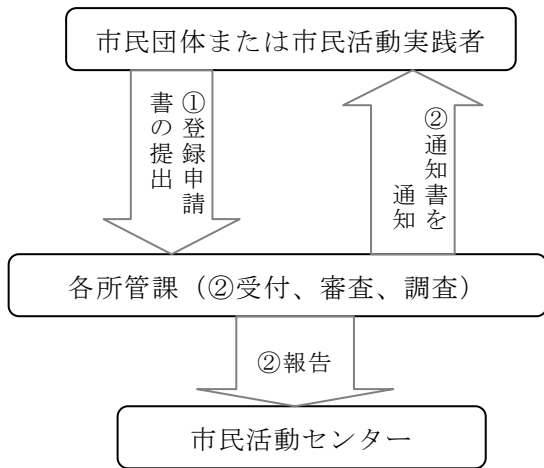


草加市市民活動災害補償制度手続きフロー

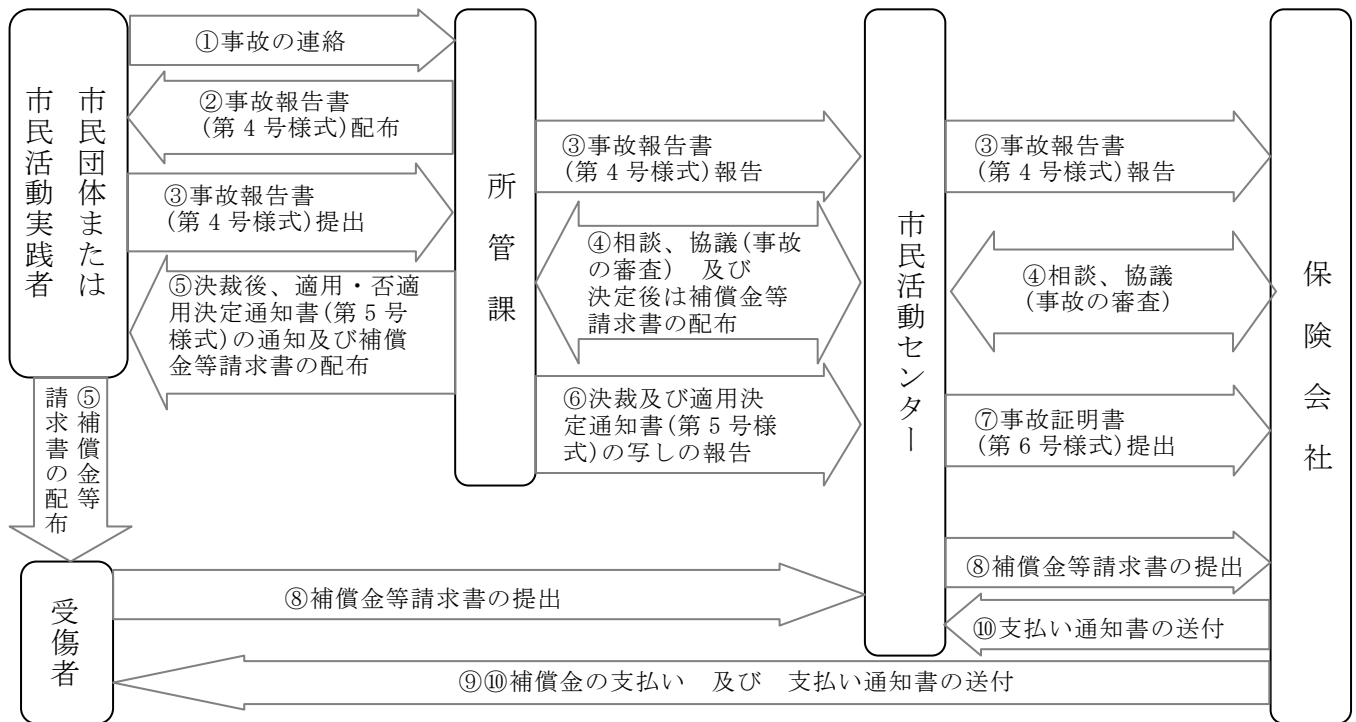
1 登録手続



①この補償制度の適用を受けようとする市民団体または市民活動実践者は、「草加市市民活動災害補償制度取扱要綱」に規定する登録申請書(第1号様式)により、各所管課へ登録の申請を提出してください。

②各所管課は、申請内容を審査・調査し、登録の適否を決定し、登録決定・否決定通知書(第2号様式)により申請者あてに通知するとともに、登録決定の場合は、登録決定通知書(第2号様式)の写しを市民活動センターに報告してください。**※決裁は課長決裁で構いません。**

2 事故発生から給付までの手続



- ①事故が発生した場合、市民団体または市民活動実践者は速やかに所管課へ事故の連絡をしてください。
- ②所管課は、事故の連絡を受けた場合、事故報告書(第4号様式)を配布してください。
- ③市民団体または市民活動実践者は事故報告書(第4号様式)を所管課へ提出し、所管課はその写しを市民活動センターへ報告し、市民活動センターは保険会社へ報告します。
- ④事故報告書(第4号様式)に基づき、所管課・市民活動センター・保険会社の三者で相談、協議を行います。
- ⑤所管課は、適用・否適用決定通知(第5号様式)の決裁を行い通知し、また適用の場合は併せて補償金等請求書を市民団体または市民活動実践者へ配布してください。

- ⑥所管課は、適用・否適用決定通知(第5号様式)の決裁の写しを市民活動センターへ報告してください。
- ⑦市民活動センターは、事故証明書(第6号様式)を作成し、保険会社へ提出します。
- ⑧受傷者は、治療終了後速やかに、補償金等請求書を市民活動センターへ提出し、市民活動センターは内容確認後、保険会社へ提出します。
- ⑨保険会社は、事故証明書と補償金等請求書に基づき、補償金を受傷者本人に支払います。
- ⑩保険会社は、支払いの通知書を受傷者本人と市民活動センターに送付します。